

平成 31 年 4 月 11 日	
所 属	お客さまサービス課
所属長	若宮 智之
電 話	06-6489-7406

---

**水道料金（同時徴収している下水道使用料を含む）に係る  
「口座振替取扱い開始のお知らせ」の初回振替日の表示誤りについて**

---

## 1 概要

平成 31 年 4 月 9 日（火）に、お客様から電話連絡で「口座振替取扱い開始のお知らせ」（以下、「お知らせはがき」という）に記載している初回振替日が振替えできない休日である 4 月 30 日となっているとの指摘がありました。同日調査したところ、2 月 18 日～4 月 8 日に、お知らせはがきの初回振替日を誤って印字し発送したことが分かりました。

請求額などには影響はありませんが、多くのお客様にご迷惑をお掛けし申し訳ございませんでした。今後、再発防止に向けて取り組んでいきます。

なお、誤った初回振替日を印字したお知らせはがきが届いたお客様には正しい初回振替日が印字されたお知らせはがきとお詫びの文書を 4 月 11 日（木）に発送する予定です。

表記内容 誤 4 月 30 日  
正 5 月 7 日

## 2 印字間違いの発送件数

1,007 件

## 3 誤った初回振替日を印字したお知らせはがきが届いたお客様

新たに水道料金の口座振替などを申し込まれた方のうち、2 月 18 日～4 月 8 日にお知らせはがきの発送処理を行ったお客様

## 4 原因

発送前における表示内容の確認不足

## 5 今後の対応

今後は、発送するお知らせ等の記載内容について、チェック体制の強化を図ってまいります。

以 上